

岩手県告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成25年6月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 慈孝会	二戸郡一戸町姉帯字下村24番地1	ぶなの風 ヘルパーステーション	二戸郡一戸町奥中山字西田子1354番地1	平成25年4月1日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート北上	北上市さくら通り四丁目3番10号	平成25年5月18日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 慈孝会	二戸郡一戸町姉帯字下村24番地1	ぶなの風 ヘルパーステーション	二戸郡一戸町奥中山字西田子1354番地1	平成25年4月1日